

## 糖尿病治療中断者への特定健診受診勧奨ハガキの送付について

## 概要

福岡県国民健康保険団体連合会が設置している、令和6年度保健事業支援・評価委員会において、自治体及び評価委員より「糖尿病未治療者や治療中断者への関わりには自治体の果たす役割が大きい、自治体が治療中断者を抽出することが難しい」という意見が出た。これを受けて令和7年度から福岡県国民健康保険団体連合会の自治体に対する支援として、特定健診未受診者の治療中断者データが提供されるようになった。

本市では、このデータを活用して、対象者に特定健診の受診勧奨を行うもの。

通知予定時期：令和8年1月23日

**最近、血糖値のチェックをされていない方へのお知らせです**  
裏面をご覧ください、お早めにご希望の医療機関へお申し込みください。

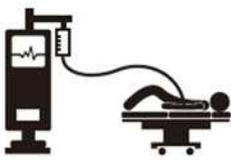
郵便はがき

- 定期的に**血糖値をチェック**することは糖尿病の**発症・進行の抑制**に効果的です
- 血糖値が基準値内に収まっているか**特定健診を受診して**確かめましょう
- 特定健診を受診して**血糖値が126mg/dl以上**または**HbA1cが6.5%以上**の時は速やかに医療機関を受診しましょう



**糖尿病が「悪化」していた場合**

- 糖尿病性腎症など**合併症**を発症する可能性が高まります
- 人工透析になると**1回4～5時間**の治療が**週に3回は**必要です  
(標準的治療の場合)



本通知は、令和8年1月23日までに発送予定です。